

静岡県告示第397号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため事前届出があるので、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号。以下「令」という。）第5条第3項の規定により告示する。

なお、令第5条第3項の規定により添付された指定漁船調書を令和4年5月20日から起算して15日間、伊豆漁業協同組合南伊豆支所に備え置いて縦覧に供する。

令和4年5月20日

静岡県知事 川勝平太

1 発起人の住所氏名

静岡県賀茂郡南伊豆町湊898-41	佐藤 新吾
静岡県賀茂郡南伊豆町手石791-7	佐野 謙
静岡県賀茂郡南伊豆町手石949	竹内 照裕
静岡県賀茂郡南伊豆町大瀬347-11	菊池 清之
静岡県賀茂郡南伊豆町妻良464-2	村田 一生

2 加入区

南伊豆加入区

3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

伊豆漁業協同組合